

平成28年度 第3回臨時総会 議事録

開催日時	平成28年11月7日（月） 午後2時30分～午後3時05分					
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6階会議室					
出席委員	楠瀬 裕久 横山 桂一 鍋島 義信 澤本 和男 竹内 義昭 氏原 嗣志 川澤 一博	長野 巡 高橋 政継 平田 文彦 福永 琢巳 門田 博文 宇賀 巖 上田 博	西野 幸一 加藤 孝幸 大野 哲 宮田 義久 中山 忠明 今村 幸一 久保壽美男	西本 統洋 田内 正博 久保田彦昭 和田 善次 松田 環 島田 研一 吉川 祐二	森本 常喜 成岡 三男 山崎 茂盛 川村 隆一 前田貴美雄 雨森 廣志 以 上 34 名	
欠席委員	高木 妙	田鍋 剛	矢野 強	以 上 3 名		
事務局	吉良事務局長 藤田主任	岩崎次長 廣末主事	榮枝管理主幹	堀内係長	長澤主任 以 上 7 名	
議 題	議案第1号 高知市農地利用最適化推進委員の定数及び報酬額（案）について 議案第2号 高知市農業委員会協力員の報酬額の改定（案）について 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件 議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件					

開 会	会長 門田博文が議長となり、開会を宣す。(午後 2 時 30 分～)
議事録署名委員	議長が、楠瀬裕久委員、宮田義久委員を指名する。
議 事 議 長	それでは、お手元に配布いたしました臨時総会次第により、議事を進めてまいります。 それでは議事に移ります。 議案第 1 号「高知市農地利用最適化推進委員の定数及び報酬額（案）について」、議案第 2 号「高知市農業委員会協力員の報酬額の改定（案）について」、事務局より一括して説明願います。
岩崎次長	それでは、事務局から議案第 1 号の高知市農地利用最適化推進委員の定数及び報酬額（案）について、及び関連して議案第 2 号の高知市農業委員会協力員の報酬額の改定（案）についてご説明いたします。 議案第 1 号は、平成 28 年 4 月 1 日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、平成 29 年 7 月 20 日における農業委員会の新体制移行後に新たに設置されます「農地利用最適化推進委員」の定数及び報酬額について定めるもので、定数につきましては 32 人とし、報酬額は月額 4 万円とするものです。 また、議案第 2 号につきましては、議案第 1 号と同様に、平成 28 年 4 月 1 日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正による農業委員会の新体制移行に伴い、高知市農業委員会協力員の報酬額について、現行の年額 70,300 円から活動 1 回につき 5,100 円に改正するものです。 続いて、事務局から先ほどご説明しました議案の提出に関して、これまでの経過と理由説明等をさせていただきます。 お手元の「資料 1」をご覧くださいませでしょうか。 これまでの取り組みですが、まず最初に農業委員会の中から高知市農地利用最適化推進委員検討委員会の設置について、5 月 31 日に開催しました全体会でご意見をいただいたうえで、運営委員会への一任により、6 月 6 日開催の運営委員会で当検討委員会を設置しました。 検討委員会は、7 月 4 日開催から始まり、先行して新体制に移行する市町村

岩崎次長

の視察研修や、また市長と会長との協議も行い、本日、第4回の検討委員会を開催したところであります。

1 ページ飛びまして、お手元の「資料3」をご覧くださいませでしょうか。

このたびの農業委員会法の改正によりまして、農業委員につきましては、市長が議会の同意を得たうえで、任命することとなりましたので、所管部署であります農林水産部で、当委員の定数と報酬案について検討したうえで、その条例案を12月議会に提出することになっております。

お手元の資料は、その農林水産部での検討結果を当委員会に報告いただいたものです。

「資料2」をご覧くださいませでしょうか。

この資料は、それぞれで検討しました農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数及び報酬案に、農業委員会協力員の定数及び報酬案を加えて取りまとめたものです。

左欄には現行の定数と報酬、真ん中の欄には各委員に対しての国の考えや根拠などを示し、右欄に改正後の各委員の定数及び報酬案を示しております。

なお、この表で農業委員の報酬額に対して5千円少ない農地利用最適化推進委員の報酬額の根拠を説明しておりますが、連携した活動を行っていくにあたって農業委員の報酬と大きな隔たりがないようにと配慮したうえで、報酬とは別に利用権等設定の実績に伴う活動手当なども加味し、決定権を持つ農業委員より報酬額を下げたかたちとしております。

また、農業委員会協力員の報酬につきましては、年額報酬を改め、土木委員の立会1回あたりの報酬にあわせております。

続いて、「資料4」をご覧くださいませでしょうか。

この表は、先ほどご説明しました内容を担当地区などの根拠に基づいて示した資料です。

選挙区等から選ばれた現行委員に対しまして、推進委員の活動区域の基礎とした「人・農地プラン」の28地区に推進委員への負担にも配慮し、広い農地面積などを有する地区はその分増員して、最終32人の推進委員を設置する案としております。

岩崎次長

10月25日に行いました市長と会長との協議では、施行令に規定されております定数基準に基づく定数なども提示し要望しましたが、最終的にこの案で折り合いが付いたと会長からの報告を受けています。

最後に「資料5」をご覧くださいませでしょうか。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任スケジュールを示した資料です。

まず、12月議会で、これまでご説明しました農業委員及び推進委員の定数と報酬、農業委員会協力員につきましては、報酬のみの議案を提出することとしており、それが可決されれば、3月からの候補者の推薦・公募を目指しての作業、そして、7月20日以降の新体制への移行を進めていく予定としております。

以上で、議案の提出にあたり、事務局からご説明させていただきました。

議 長

局長から補足説明があります。

吉良事務局長

私の方から補足説明をさせていただきます。

12月議会に提出するにあたって、条例案ですので、提出する場合には、変更内容を総会もしくは臨時総会で農業委員会として承認をいただいて、決定して正式に議案として提出するということになります。議案の締め切りの日は大分過ぎていて、それを待ってもらっている状態です。今、推進委員が32名で月額4万円という話ですが、これは門田会長と大野職務代理が岡崎市長、井上副市長と直接話をして了解をいただいたと思っておりますが、財政課の方から話があって、財政課では、「総額が今までの報酬を超えているから減らしてください」と話がありました。これは、こちらの方からすると市長が決定したことだと思っているという話を財政課にすると、市長の最終の予算査定を待って見ないと分からないから、それから決めるということで、そういった意味では、まだ確定ではないということになります。ただ、それでは、こちらが11月7日に臨時総会をやるのに不確定なことは言えないということで、先週の金曜日にもう一度、井上副市長の所に会長と私と次長で行って、前に市長と話をした

吉良事務局長	ことは構わないのか確認をしました。副市長の段階では、32名で4万円で臨時総会に出して構わないということですが、事務的なことで査定の場合は報酬を1,000円ぐらい減らしてくださいという話が出るかもしれないということで、もし、そのような話が出ても違うということで、臨時総会をやって承認をもらっているから1,000円ぐらいやったら推進委員から減らさないで、協力員を減らすようにやってくださいという話に最終的にはする予定ですが、私の感触としては大丈夫だと思います。可能性として今の段階で100%大丈夫だということではなくて、16日の最終を待ってみないと分かりません。今日、32名の4万円で承認をいただいて、そのままであれば何も問題ないです。もし市長査定の場で1円でも変わるようなことがあれば、誠に申し訳ないですが、議会提出の関係で先に議案として報告させてもらって、後日、改めて皆さんに承認をいただくという手順を取りたいと思います。まず、その恐れはないと思いますが、もし、仮にあれば予備的な形として報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。 検討委員会の中でも協議をさせていただいて、私と大野職務代理で市長と副市長の所に出向きまして話をした結果の説明がございました。なお、私と井上副市長と局長、次長で話もさせていただいたところでございます。確認をする意味で話をさせていただきました。 何か質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件は議案どおり承認することといたします。

議 長	す。 続きまして、議案第3号「相続税の納税猶予に係る適格者証明願の件」についてです。事務局より説明願います。
長澤主任	それでは、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件」についてご説明いたします。 農業を営んでいた被相続人から、相続または遺贈により農地を取得して相続人が農業を営む場合、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。税務署への申告の際、提出を求められるのが適格者証明書です。今回は2件の適格者証明願が提出されました。 まず、案件①についてご説明いたします。議案書1ページから2ページをご覧ください。本案件は、被相続人が平成27年10月に亡くなられたことにより、相続人が朝倉の計11筆、4,395.97㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。このうち4番目から11番目につきましては、今回相続した持分に応じた面積となっております。 続きまして、案件②についてご説明いたします。議案書3ページから5ページをご覧ください。本案件は、被相続人が平成28年4月に亡くなられたことにより、相続人が一宮の計15筆、3,315.42㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。 以上2件です。これらの案件につきましては、地元の農業委員さんと現地調査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認したうえで、申請人に適格者証明書を交付しておりますので、追認をお願いいたします。ご説明は以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件につきましては、議案どおり追認してよろしいでし

議 長	ようか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり追認することといたします。 続きまして、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件」についてです。事務局より説明願います。
長澤主任	それでは、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件」についてご説明いたします。 相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過するのに伴い、適用を受けた農地等の利用状況について税務署から2件の照会がありました。 まず、案件①についてご説明いたします。議案書1ページをご覧ください。本案件は、被相続人が平成8年11月に亡くなられたことにより、相続人が秦の計1筆、1,358.00㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行って、20年を経過するものです。 次に案件②につきましてご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。本案件は、被相続人が平成8年12月に亡くなられたことにより、相続人が鴨田の計6筆、2,582.12㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行って、20年を経過するものです。このうち2番と5番につきましては分筆登記を行ったため、申告時から面積が異なっております。 以上2件です。これらの案件につきまして、地元の農業委員さんと現地調査を行い、農地として耕作されていることを確認しております。税務署へこの旨報告をいたしますので、承認をお願いいたします。ご説明は以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件は議案どおり承認することといたします。 それでは、報告事項に移ります。高知市担い手育成総合支援幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画、青年等就農計画の認定について高橋農政部会長より報告いたします。
高橋農政部会長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 — — 青年等就農計画の認定について 報告 —
議長	報告は終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、次に事務局より、「今後のスケジュールについて」報告願います。
岩崎次長	— 今後のスケジュールについて 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、以上をもちまして、第3回臨時総会を閉会いたします。

閉	会	議長が挨拶をして閉会を宣す。(午後3時05分)
---	---	-------------------------

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する

平成29年2月17日

議長

門田博文

議事録署名委員

楠瀬祐久

議事録署名委員

宮田義久

議事録作成者

廣末翔太